

大阪弁護士会での講演

昨日 20 日午後 5 時から、大阪弁護士会館 203・204 ホールで、「大阪市廃止・特別区設置をめぐる動きと主な論点」というテーマで講演した。新型コロナ感染拡大により開催が危ぶまれたが、なんとか弁護士さんの前で講演でき、嬉しいかぎりだ。広い会場で席を分散するなど、感染対策がとられていた。「パワー」を入れてつくったパワーポイントにより、パワーある講演をしたつもりだ。



講演は自己紹介と「法定協議会を傍聴して」のスライドから始めた。昨年 6 月の第 24 回法定協議会から、先月 6 月 19 日の第 35 回までを振り返りながら、大阪市廃止・特別区設置の制度設計と住民投票について、大阪府市や協議会資料などから、多くのスライドをもとに説明した。弁護士の皆さんなので、大阪市廃止・特別区設置協定書案とその手続きなど、法的な問題点の説明にも力を入れ、住民投票に向け検討を要望した



講演では、担当の弁護士と懇談して、事前にもらった質問に答えることを重視した。質問 1 は大阪市における特別区設置の仕組み。大阪 4 特別区は政令市並みの人口だが、財政基盤は脆弱であり、「間借り庁舎」など中途半端であることを指摘した。

2 法定協議会で問題点が議論されたか。はじめに結論ありきの「協議」、今井会長の強引で一方的なまとめを批判した。とりわけ 6 月 11 日の第 34 回法定協で、市民からの意見を住民投票後に参考にするという酷い「まとめ」を問題にした。

3 住民投票の情報提供、4 現在の状況で 11 月に住民投票を実施すべきかについて。大阪府・市からの情報提供に偏った傾向が見られること、「大阪市廃止隠し」に注意を喚起した。特別区設置法第 7 条 2 項「関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」をもとに、コロナ禍での住民投票強行は、住民の理解が得られないので延期すべきと述べた。

5 住民投票の際の投票用紙については、「大阪市廃止」という文言を必ず入れるべきと主張。特別区設置の是非だけだと、大阪市が存続して、特別区が新たに設置されるといふ誤解を招く恐れがある。

6 大都市制度「改革」という複雑な制度改革変更が住民投票になじむのかについて。大阪市廃止・特別区設置は、合併とは異なる「異次元の廃置分合」であり、住民投票のテーマとして適してしていないと主張した。

(2020 年 7 月 21 日)